

201224012A

厚生労働科学研究費補助金  
障害者対策総合研究事業(身体・知的等障害分野)

# 共生社会を実現するための地域づくりを促進する要因の解明

平成 24 年度 総括研究報告書

研究代表者 堀口 寿広

平成 25(2013)年 3 月

厚生労働科学研究費補助金  
障害者対策総合研究事業（身体・知的等障害分野）

## 共生社会を実現するための地域づくりを促進する要因の解明

平成 24 年度総括研究報告書

研究代表者 堀口 寿広

平成 25（2013）年 3 月

## 目 次

I. 総括研究報告 .....	1
II. 研究成果の刊行に関する一覧表 .....	31
III. 研究成果の刊行物・別刷 .....	33

# I . 総括研究報告

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業（身体・知的等障害分野））  
総括研究報告書

共生社会を実現するための地域づくりを促進する要因の解明

研究代表者 堀口寿広 独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 室長  
研究分担者 高梨憲司 社会福祉法人愛光 常務理事  
佐藤彰一 國學院大學法科大学院 教授

**研究要旨：**「共生社会」をめざした地域づくりを成功させる要因を解明することを目標とし、特性に応じた地域づくりのありかたを模索するため、①障害福祉施策に関連して先進的な取り組みを実施している地域への訪問調査、②地方公共団体を対象とした「共生社会」をめざした予算の現況および独自の事業に関する情報を収集するアンケート調査、③障害者の権利擁護に関する調査を実施した。障害者率と、予算総額、生活支援、保健・医療費の前年度比増額率とが団体を類型化する指標として活用しえることを踏まえ、これまでの調査で収集した独自の事業に関する回答をデータベース化し、地域特性の類似した団体の取り組みを提案するマッチングシステムを構築した。

#### A. 研究目的

地域に根差した「共生社会」に向けた地域づくりにおいて、行政はどのような役割を果たし得るか。地方公共団体の取り組み事例として、内閣府の発表する資料

(<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/chihihoutop.html>) は、障害者施策について「都道府県・指定都市の単独事業等実施状況」を一覧形式で紹介している。また、社会福祉法人など民間による「福祉・保健・医療に関する事業所の特徴的な取り組み事例」については、独立行政法人福祉医療機構によるサービス取り組み事例の紹介がある

(<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/torikumijirei/>)。しかし、内閣府の一覧表には実施の経緯や成果等のデータはなく、また、後者の紹介記事に書かれた手法をそのまま真似したとしても、同様の成果を得られるとは限らない。「共生社会」の実現に向けた地域づくりを、より普遍的なものと

するためには、取り組みを促進する要因を特定しない広角的な視点が必要である。

地域特性を記述しようとするこれまでの研究は、医療の地域格差や福祉サービスの利用に関与する指標として人口（密度）、原因別死亡率、病院（医師）数、医療保険の地域差指数などさまざまな統計を用いて検討してきたが、既存の数値をそのまま用いることの限界も指摘されている。

そこで本研究課題は、「共生社会」の観点から地域づくりを成功させる要因を明確にすることを目標とした調査と地域住民を対象とした調査を実施した。

まず、研究 1. として、先駆的な取り組みを実施している地域への取材を実施した。

つぎに、研究 2. として、全国の地方公共団体を対象として、「共生社会」の枠組みでとらえた障害福祉施策のうち独自の取り組みと考えられる施策・事業について内容の情報と、同施策に係わる予算額の情報について

アンケート調査により収集を行った。これまで平成 22・23 年度の調査で収集した情報をデータベースとして整備し、地域特性に応じて実施し得る事業を提案するマッチングシステムを開発した。

研究 3. として、障害があることを理由とした差別への相談マニュアルの作成を継続して実施した。

## B. 方法

### 1. 対象と方法

#### 研究 1. 聞き取り調査

地域づくりにおいて先駆的な取り組みを実施している地域を訪問し、当該地域で開催されている会議等に参加した。

平成 24 年度に北海道札幌市、長野県長野市、茨城県鹿嶋市、千葉県成田市、埼玉県さいたま市、佐賀県佐賀市、岐阜県美濃加茂市、滋賀県大津市を訪問した。

#### 研究 2. 地方公共団体を対象としたアンケート調査

全国の地方公共団体（都道府県、および市区町村）合計 1,789 箇所を対象として、内閣府の発表した「障害者施策関係予算（案）の概要」一覧表を参考に質問紙を作成し、調査実施年度および前年度の予算（案）額をたずねる質問（調査票 A）（資料 1）と、施策・事業評価表を参考に作成した独自の取り組みの自己推薦を求める質問（調査票 B）（資料 2）を本研究課題のホームページ（<http://kyouseishakai.org/>）に用意した。

新規に回答する団体がどのグループに属するか予測する目的で、平成 23 年度の調査票 A で収集した障害者率、3 つの予算額（総額、生活支援、保健・医療費）の増加率の合計 4 指標を独立変数とし、グループを従属変数とし、カテゴリーデータに対する判別分析（正準判別分析）を実施した。

予算額を新規に回答し団体の地域特性と取り組みたい分野を入力し検索することで、当該団体が実施し得る事業について、既存の事業を参考例として提示する仕組みとした。

#### 研究 3. 障害者の権利擁護に関する調査

平成 23 年度に「障害者差別相談マニュアル」（<http://shougaisabetsu.wiki.fc2.com/>）を作成した。研究代表者が各地の会議に参加して会場で直接収集するとともに千葉県内の福祉関連のメーリングリストへの投稿をもって作業への協力の呼びかけを再度実施した。

### 2. 倫理的配慮

#### 研究 1. 聞き取り調査

会議等への参加であり参加者に個人情報等をたずねることはしなかった。

#### 研究 2. 地方公共団体を対象としたアンケート調査

ホームページに掲載した調査の趣旨を十分に説明し、回答することをもって調査への協力に同意したものとみなした。回答全体について回答者が開示の可否を選択できるようにするとともに、個々の情報について開示の可否を自由に選択できるようにした。

これまでの調査結果の公開に際し、情報の開示を「開示を否とする」と選択した回答を掲載していない。掲載した情報の回答者による確認と情報の保持を目的として、ホームページへの回答は自治体コードと回答団体ごとに発行したパスワードによるログイン制とした。また、送信する回答は SSL による暗号化を行った。

#### 研究 3. 障害者の権利擁護に関する調査

「障害者差別相談マニュアル」作成作業ホームページにおいては、事例の内容や事例に

関与した個人や団体を特定し得る情報の記載を禁止するとともに、記載内容の編集についてアクセス制限を設け、パスワードによるログイン制とした。

### C. 研究結果

#### 研究 1. 聞き取り調査

平成 22 年度の住民調査を実施した鹿嶋市において、茨城大学が開催した公開講義にて参加者と設定された課題（産業再生、農業、環境保全、観光再生）について討議を行った。鹿嶋市を含む鹿行地域の発達障害に関する社会資源をまとめる作業を継続した。

長野県「障害のある人もない人も共に生きる社会を目指す研究会」が報告書（平成 24 年 11 月 22 日に県知事あて提出）を取りまとめる過程の議論や、千葉県東葛地域、愛知県東濃地域、滋賀県大津市での権利擁護に関する活動の報告を聴取し、研究 3. に反映させた。

#### 研究 2. 地方公共団体を対象としたアンケート調査

予算額の増額の大きさ（前年度比）については、平成 22 年度の調査では、総額 1.10、啓発 1.00、生活支援 1.09、生活環境 1.00、教育 1.12、雇用 1.00、保健・医療 1.02、情報 1.00 が中央値であった。23 年度の調査では、総額 1.06、啓発 0.97、生活支援 1.08、生活環境 1.00、教育 1.00、雇用 1.08、保健医療 1.03、情報 1.00、その他 1.00 が中央値であった。2 回の調査に回答した 43 団体（41 市町村、2 県）について、平成 21 年度から 23 年度までの 3 年度間の増減率の平均（相乗平均）を求めた。総額 1.22、啓発 0.85、生活支援 1.51、生活環境 0.87、教育 1.18、雇用 1.11、保健・医療 1.23、情報 0.99、その他 1.70 が中央値であった（図 1）。

平成 23 年度の調査では、障害者率と予算

の総計額に地域による差が傾向としてうかがえたことから、障害者率と予算の増減率について主成分分析を実施した。障害者率、総計額の増減率、生活支援の増減率、保健・医療の増減率の 4 つの指標について主成分分析（バリマックス回転）を行い、2 つの主成分を得た。

各団体の主成分得点を用いてクラスター分析（ウォード法）を行い類似した団体をまとめたところ 4 つの群に分かれた（図 2）。

平成 23 年度の予算額並びに 24 年度の予算案額について回答を求めるとともに、地域特性に応じて実施し得る事業について先行事例を参考例として提示するマッチングシステムを構築した。

まず、平成 23 年度の A 票の回答について実施したクラスター分析の結果にもとづき団体を 4 つのグループに分けた。団体の障害者率、予算額（総額、生活支援、保健・医療費）の前年度比増加率の合計 4 指標を独立変数とし、この 4 つのグループを従属変数として 87 団体について判別分析（正準判別分析）を実施したところ、3 つの判別得点について有意な結果を得た（Wilk's lambda=0.024, F(df=12, 198)=51.28, p<0.0001）。

表 1：判別得点の係数

	1	2	3
切片	7.939	-11.173	4.252
障害者率	7.896	68.381	43.654
予算増減率（総額）	-0.195	4.977	-7.052
予算増減率（生活支援）	-7.076	0.334	0.440
予算増減率（保健・医療）	-0.173	1.340	0.137

新規に回答する団体について、回答から得た数値から、上記の係数をもちいて所属グループを推測し、所属グループ×取り組みたい分野として最適な事例を検索する仕組み（マッチング）とした。検索のアルゴリズムを図 3 に示した。

○第1段階

ある団体*i*の人口、障害者数、23年度予算決算額と24年度予算案額における3つの分野の予算額（総額、生活支援、保健・医療費）の増額率について、調査票Aの回答から次の式で計算する。

$$\text{障害者率}_i = \frac{\text{障害者数 (3 障害合計)}_i}{\text{人口}_i}$$

$$\text{予算の増額率}_i = \frac{\text{24年度予算案額}_i}{\text{23年度予算決算額}_i}$$

判別分析の結果（表2）から、判別得点をそれぞれ次の式で計算する。

判別得点1

$$a_i = 7.896 \times \text{障害者率}_i - 0.195 \times \text{総額}_i - 7.076 \times \text{生活支援}_i - 0.173 \times \text{保健・医療}_i + 7.939$$

判別得点2

$$b_i = 68.381 \times \text{障害者率}_i + 4.977 \times \text{総額}_i - 0.334 \times \text{生活支援}_i + 1.340 \times \text{保健・医療}_i - 11.173$$

判別得点3

$$c_i = 43.654 \times \text{障害者率}_i - 7.052 \times \text{総額}_i - 0.440 \times \text{生活支援}_i + 0.137 \times \text{保健・医療}_i + 4.252$$

3つの判別得点を座標とする点 $x_i$ ：座標 $(a_i, b_i, c_i)$ と、4つの群の重心 $x_j$ ：座標 $(a_j, b_j, c_j)$

$$\text{グループ 1}(x_1) : (0.169, -0.161, -0.456)$$

$$\text{グループ 2}(x_2) : (0.615, 2.325, 1.121)$$

$$\text{グループ 3}(x_3) : (1.175, -2.534, -2.011)$$

$$\text{グループ 4}(x_4) : (-26.089, -0.205, 0.768)$$

との距離 $x_{ij}$ について、それぞれ

$$a_{ij} = a_j - a_i$$

$$b_{ij} = b_j - b_i$$

$$c_{ij} = c_j - c_i$$

とし、マハラノビスの距離(dis)を求めた。

$$\text{dis}_j = (a_{ij} \quad b_{ij} \quad c_{ij}) \cdot A^{-1} \cdot \begin{pmatrix} a_{ij} \\ b_{ij} \\ c_{ij} \end{pmatrix}$$

$$A = \begin{pmatrix} 9.564 & 0.003 & 0.008 \\ -0.000 & 2.339 & -0.003 \\ 0.001 & -0.000 & 1.665 \end{pmatrix}$$

4つの $\text{dis}_j$ のうち、最小値の番号 $j$ を、回答

した市町村 $i$ の所属するグループの第1候補とする。このグループ番号が共通する団体の取り組み事例をデータから検索し該当事例として提示する。

○第2段階

第1段階にて該当する事業例が「該当なし(0件)」であれば、B票のデータの中から障害者率の値をもとにグループの第2候補とする。マッチングシステムで使用する障害者率は23年度の調査で得たものを用いるが、歪度が2.03を越え尖度8.74と、急尖で左に裾野の広い分布を示したことから、パーセントイル値を用い、

表2：障害者率の分布

%tile	障害者率
1	0.033
5	0.037
10	0.040
25	0.048
50	0.058
75	0.068
90	0.085
95	0.095

表2の通りとし、表の各障害者率から大きい値を参照し所属グループとした。第2段階として、このグループが一致する団体の取り組み事例を検索し類似団体による事例として提示する。

○第3段階



これまでの回答の中には、障害者数について数値の回答がなかったり、公表を不可としている自治体があったことから、第2段階目の「障害者率をもとにした検索」でも検索の対象にならない事例が存在し得た。そこで、所属グループの第2候補をもっても該当する事例を見出せなかった場合は、「取り組みたい分野」の条件が合致するものうち、障害者率のセルが空白になっているデータを検索して参考例として提示する。

検索の対象とするデータベースは、これまでの2回の調査で収集した独自の事業に関する情報99件に、月刊誌「ノーマライゼーション 障害者の福祉」(財団法人日本障害者リハビリテーション協会 編集)に連載された「わがまちの障害福祉計画」(平成16年4月号～平成23年11月号にて連載)にて取り上げられた地域の取り組み74件、内閣府発表「平成23年度都道府県・指定都市の単独事業等実施状況」の一部および研究代表者が各地への訪問等で収集した情報18件を加えて作成した。分野として医療10件、教育(療育含む)6件、啓発16件、交通33件、雇用33件、生活支援66件、施策21件、その他2件に分類した。

### 研究3. 障害者の権利擁護に関する調査

障害者の権利擁護を目的に含む法制度に関する情報を収集することを目的として、内閣府障がい者制度改革推進会議差別禁止部会に加えて、条例を施行している地域として千葉県、北海道、さいたま市の会議へ参加した。傍聴者として障害当事者の意見を聴取し、あるいは、会議参加者として他の参加者と議論を交わした。

平成23年度に「障害者差別相談マニュアル」専用のホームページを設けた。千葉県内の福祉関連のメーリングリストへ投稿を再

度行い作業への協力を求めた。

また、内閣府障がい者制度改革推進会議差別禁止部会の報告書が発表され、長野県において条例制定に向けて「障害のある人もない人も共に生きる研究会」報告書が取りまとめられる過程の議論を傍聴し論点を整理した。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(通称:障害者虐待防止法)が平成24年10月1日に施行され養護者による虐待について市町村には相談等、居室確保、連携確保といった責務ができた。これらの責務を果たすには財政状況とSCの活用とが必要であり、団体によって対応に差が生じないか、慎重に見守る必要がある(たとえば、滋賀県内で開催された権利擁護支援フォーラムにて得た情報によると、県内で一時保護のための居室を確保しているのは平成24年11月時点で3市町のみということであった)。

また、障害者虐待防止法について、今回の制定では障害者虐待について同法の直接の対象とならなかった医療と教育の領域で、たとえば、医療の利用や就学先の選択において保護者がどこまで子どもの意思を代表できるかという問題がある。内閣府 障害者政策委員会等の場では、「障害者であることと女性であることとの併存」が論点として委員から提示されていたが、未成年の障害者については「子どもであることと障害者であることとの併存」もまた議論されるべきである。国連「障害者の権利に関する条約(Convention on the Rights of Persons with Disabilities)」では「障害のある児童」(第7条)という条項がある。野沢<sup>2)</sup>は、「言葉を持たない重度の知的障害の息子の気持ちを最も分かっているのは、父親の私だと今は思っているが、本当にそれが彼の気持なのかどうかはわからない」とシンポジウムの際の発言を引いている。

本研究では、発達障害および子どものこころの診療について、子どもと保護者の権利擁護を含めて診療の流れを定めることにより、受療期間を短縮化させ医療費を軽減させる効果を併せ持つ可能性を提示した（資料3）。知的障害や発達障害を含む精神障害があることと、未成年者であることとは、同意能力にどのように作用するのか。障害がある児童の同意能力をどのように扱うべきか権利擁護の観点から一定の基準を作るべきと考えた。

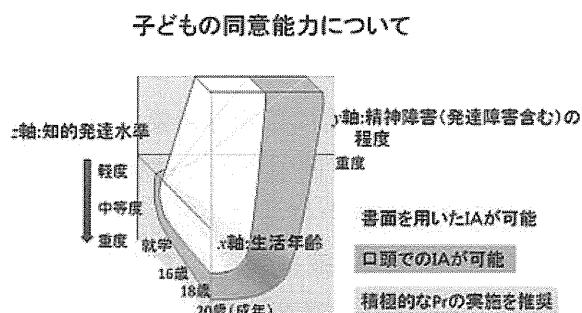


図4：子どもの同意能力について（試案）

高橋ら<sup>3)</sup>は、「判断能力のある法的未成年から得られるインフォームドアセントは代諾者からのインフォームドコンセントと同様に重要なものとなる」としている。図4は、全ての子どもに対してプレパレーション（Pr）を実施することを前提として、子どもの年齢と同意能力に応じてインフォームドアセント（IA）ないしインフォームドコンセント（IC）を実施することを想定した場合に、子どもの年齢と同意能力が実施する手続きの判断にどのように関与するか試みに模式化したものである。各軸のどの位置に接点を設けるのが、未成年障害者の同意能力を判断する基準になると考えた。

#### D. 考察

本研究では、「共生社会」を実現するという観点から地域づくりを成功させる要因を解明することを目標として調査を実施した。

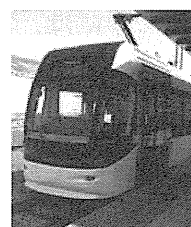


図5：LRT

深山ら<sup>4)</sup>は、富山の新交通システム LRT（light rail transit）（図5）の導入が成功した要因として、技術・地勢、財源、プロセスマネジメントの3つを挙げ、政策のプロセスとして課題のフレーミング（住民に対する課題の提示の仕方）、議論の場のマネジメント（さまざまな議論の場の設定と情報公開）、制約条件の活用（物理的、時間的な制約のある中での選択）、個別的な利害調整による対応（公式の場での意思決定や議論をうまく活用したり、外部の有識者の意見を受けたりすることによって、関係者間の認識をうまく誘導・調整し、最終的に関係者間で同一の課題認識を持つ）等が重要と分析している。行政が新規事業を計画する際に財政状況を根拠にして実施の可能性を判断するのではなく、計画前の課題のフレーミングの段階から住民のSCを活用することが求められる。

本研究では地域づくりの取り組みについて行政が実施する場合にどのようなことが必要かという視点から論じてきたが、勿論、行政の取り組みを待つのではなく住民が行動することも必要である。日置<sup>5)</sup>は、住民が公式な会議体（行政の呼びかけにより組織された会議等）の場を活用し「話し合い」「分かち合い」「協働」を行う「たまり場機能」を持たせることで新たな公式な会議体が形成されるなど市民活動につながるとしている。

2回の調査を通して増額率を分野別にみると、啓発（0.85倍）、生活環境（0.87倍）、情報（0.99倍）の3つの分野で予算額が減少していることがうかがえた。

啓発については、障害者が社会に向けて発信するものとして、平成 22 年度の調査では福島県二本松市の「芸術・文化講座開催等事業（ほんとの空ふれあい音楽祭）」、23 年度の調査では滋賀県の「アール・ブリュット推進事業」について情報の提供があった。調査で収集したのは地方公共団体が事業として位置づけ予算措置を講じたものであったが、その他に、研究代表者が参加した「チャレンジドフォーラム in SAGA」（佐賀県）や、「アメニティフォーラム in しが」（滋賀県）、全国障害者芸術文化祭（平成 23 年度は佐賀県で開催）など催事が各地で積極的に開催されている。

本研究では調査によって直接収集した数値として、障害者率と予算の増額率を用いて、回答した地域について類型化を試みた。本調査の結果から、ある団体のもつ地域特性を把握しようとする際、既存の指標に加えて、地域の障害者率と予算額の変化を用いて団体を類型化することは有効と考えた。地域に暮らす障害者数については情報の公開に対する扱いが団体によって同一ではないという現状があることから、本研究の結果の公表を通して指標としての重要性が再認識されることを期待する。

図 6 は、同様に独自の事業を実施している団体の財政力指数の推移をみたものである。多くの団体で指数には大きな変化がなく、1.0 を下回る団体が主であったことから、財政状況によらず多くの団体が独自の事業を実施していることが改めて示された。

## E. 結論

本研究より、「共生社会」を実現する地域づくりを成功させる要因は行政と住民の双方に複数存在し相互に関連していることが示唆された（表 3, 図 7）。地域づくりのために行政が関与し予算措置を講じて事業とし

て実施する際には地域特性の把握が不可欠であり、その方法として、従来の諸指標と共に障害者率と予算額の増額率を指標として取り入れることが必要と考えた。

表 3：「共生社会」を実現するための地域づくりを促進する要因

要因	用いた指標	関連度
団体種別	市町村別	△
財政状況	財政比較分類表	△
障害者数	対人口率	◎
地理的な位置		○
予算額の伸び率	総額	◎
予算額の伸び率	保健医療	◎
予算額の伸び率	生活支援	◎
都市化の速さ	DID面積率 (DID面積の拡大)※	△ (○)
事業の内容	事業の分野	△
地域住民のネットワーク	ソーシャルキャピタル	◎

◎：関連性を認めた  
○：関連性が示唆された  
△：本研究では明らかな関連性を認めなかった

## 参考文献

- 1) 高橋邦彦, 飛田英祐, 山岡和枝, 丹後俊郎: ベイズ推定の医療費地域差指数への適用. 日本公衆衛生雑誌. 2010 ; 57(1) : 17-26.
- 2) 野沢和弘: 条例のある街—障害のある人もない人も暮らしやすい時代—. 東京: ぶどう社, 2007.
- 3) 高橋千晶, 齋藤優子, 皆川京子, 服部益治, 谷澤隆邦, 玉置知子: 遺伝診断におけるインフォームドコンセントとインフォームドアセント. 兵庫医科大学医学会雑誌. 2009 ; 34(1) : 145-152.
- 4) 深山 剛, 加藤浩徳, 城山英明: なぜ富山市では LRT 導入に成功したのか? —政策プロセスの観点からみた分析—, 運輸政策研究. 2007 ; 10(1) : 22-37.
- 5) 日置真世: 日置真世のおいしい地域づくりのためのレシピ 50. 東京: 簡

井書房，2009.

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

1) 堀口寿広，秋山千枝子：こども相談室方式による発達障害児の相談にかかる費用と効果の検討. 第54回日本小児神経学会総会，北海道，2012.5.19.

2) 堀口寿広，秋山千枝子：発達障害児の地域医療にかかる費用の検討. 第12回発達性ディスレクシア研究会，富山，2012.7.8.

3) 堀口寿広：公共交通事業者によるバリアフリーへの取り組み. 第59回日本小児保健協会学術集会，岡山，2012.9.29.

3. 書籍

1) 小枝達也 監修，秋山千枝子，橋本創一，堀口寿広 編集：育てにくさを持つ子どもたちのホームケア—家族ができる取り組みと相談のタイミング

一. 東京：診断と治療社，2012.

4. その他

1) 堀口寿広，秋山千枝子：こども相談室方式による発達障害児の相談にかかる費用と効果の検討. 脳と発達. 2012；44 (suppl.)：S356.

H. 知的所有権の出願・登録状況（予定を含む）

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

謝辞

調査にご協力を下された多くの団体ならびに個人の皆様方に深謝申し上げます。

研究協力者（五十音順）

秋山千枝子 医療法人社団千実会 あきやま子どもクリニック

昆 かおり 医療法人皆春堂かおり小児科

島袋 武 発達障害サポート倶楽部

森 登美子 地域の底力政策研究所

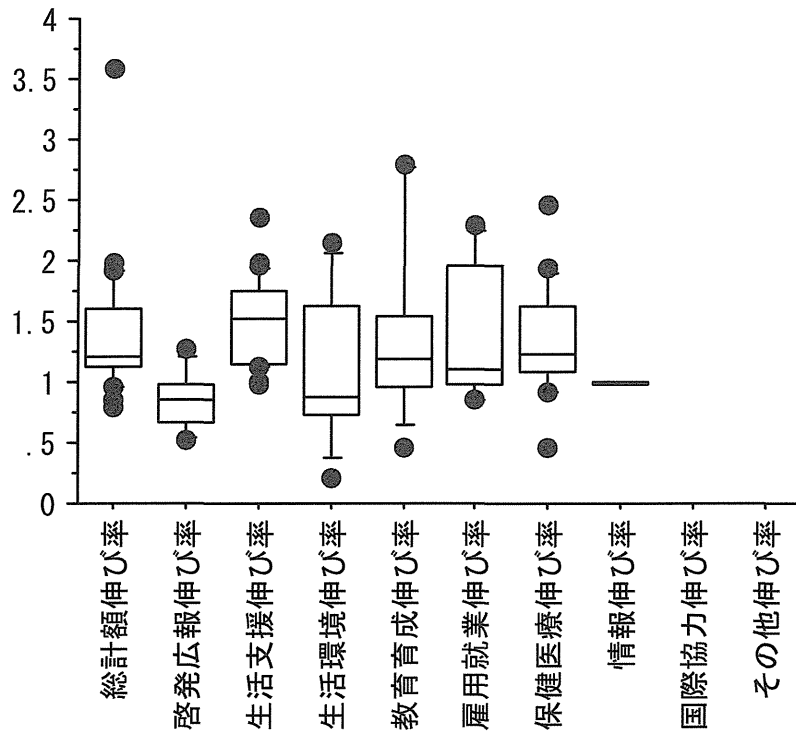


図 1 : 分野別の増額率平均 (相乗平均)

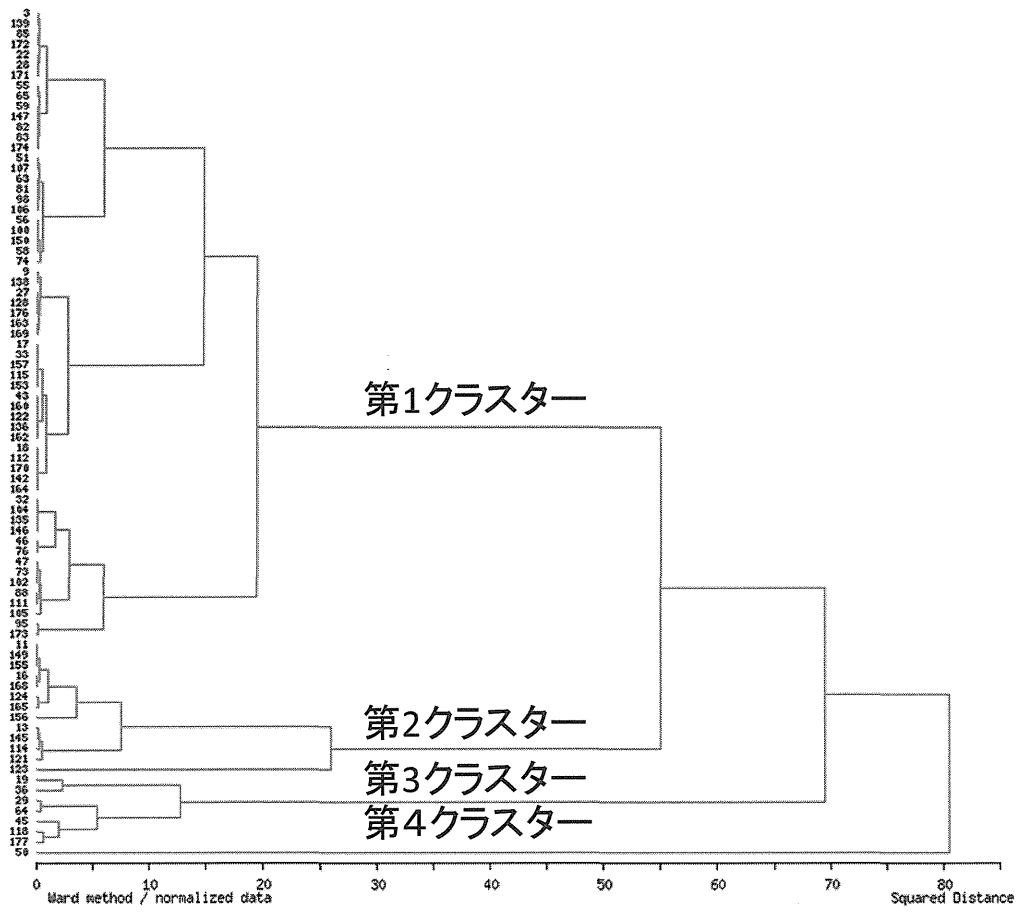


図 2 : クラスタ分析 (4 変数による, ウォード法)

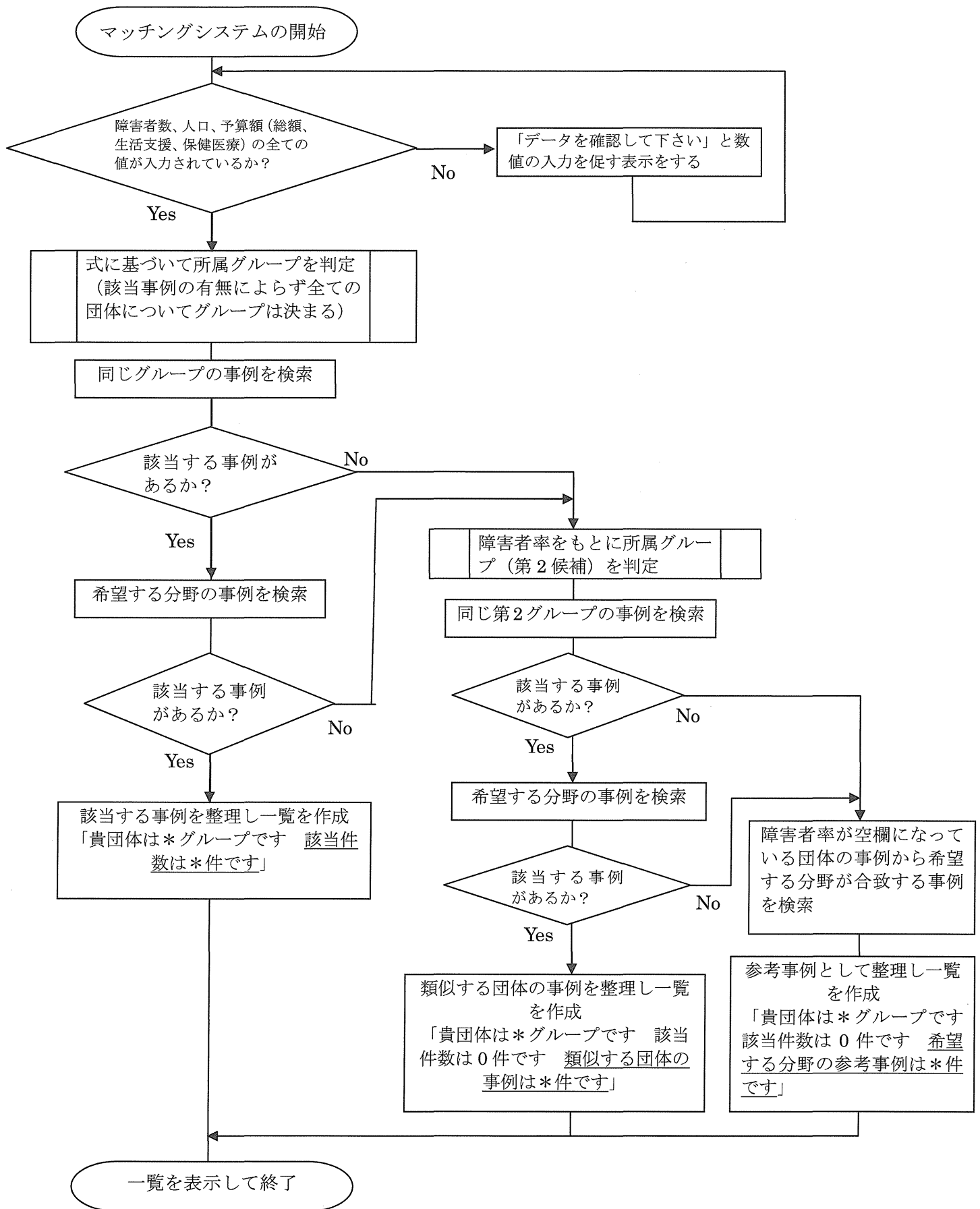


図3：マッチングシステムの判定ロジック

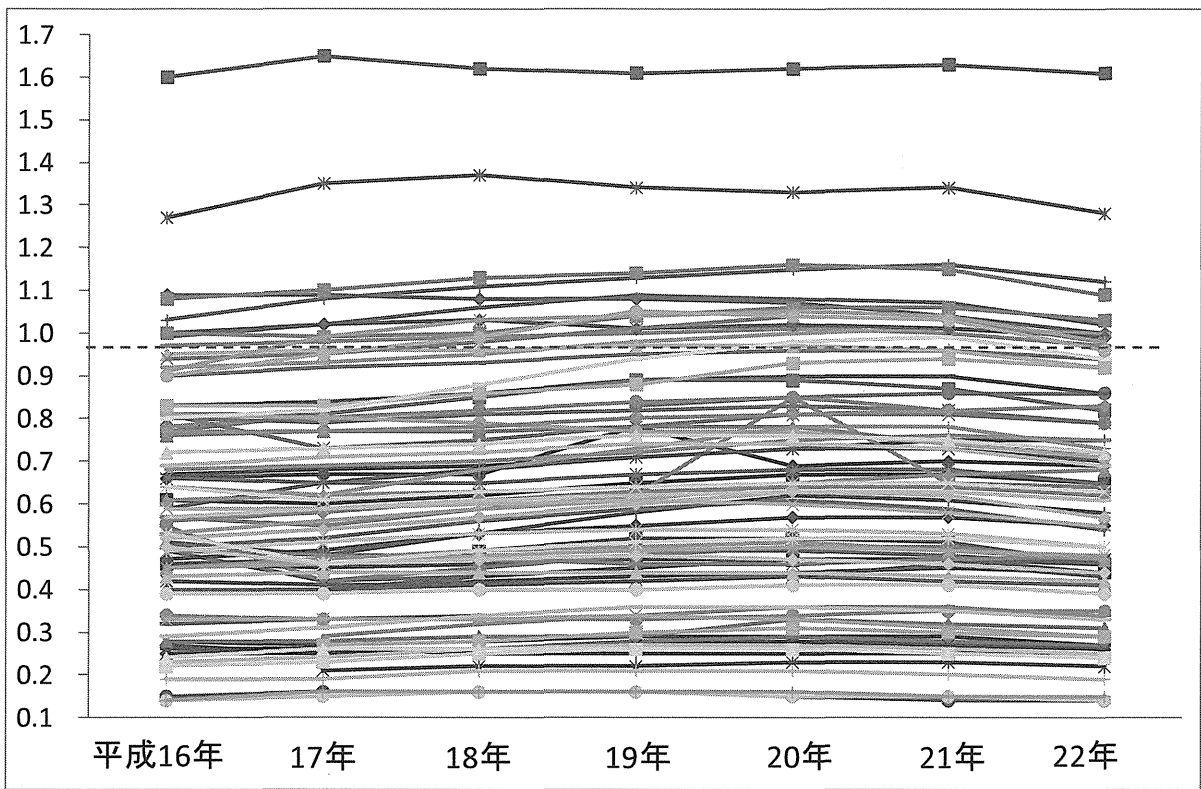


図 6：財政力指数の年次推移

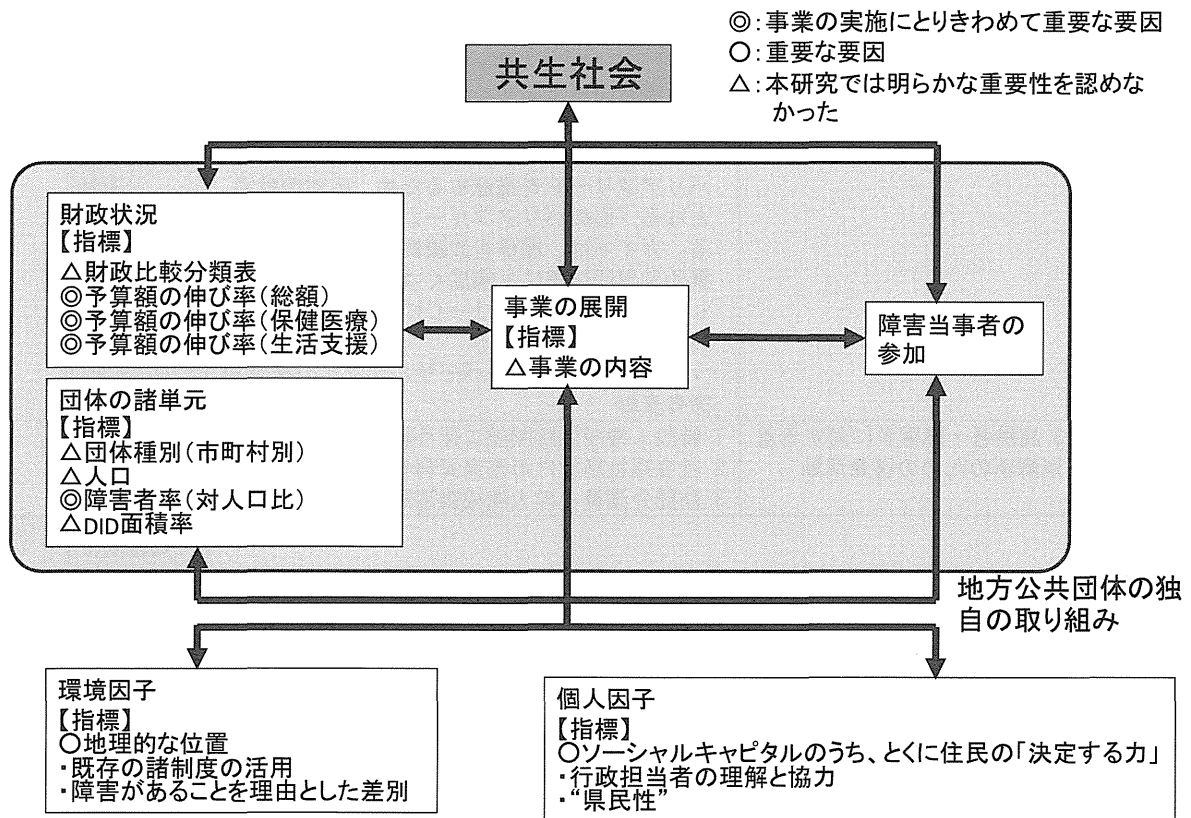


図 7：「共生社会」を実現するための地域づくりを促進する要因

## 質問紙（施策・事業の具体的な例）

お願い：以下の具体例を参考に、「共生社会」をめざす障害者施策関連の予算として分類し得る、各分野の予算額（平成 23 年度予算額および平成 24 年度予算(案)額について、分野別の合計額（① 23 から②24 の 16 箇所の欄）と、各項目（ア～、または a～の欄）に当てはまる数値をお答え下さい。

回答用紙は別に添付しております。

（単位：円）

分野別	施策・事業名	内容の具体的な例 (国の事業名等をもとに作成したもの)	平成 23 年 度予算額	平成 24 年 度 予 算 (案) 額
障害者施策関係予算 総計（①～⑨の合計額）			計 23	計 24
①			①23	①24
啓発・広報	1 障害者に関する啓発・広報活動の推進等 (1) 障害者施策調査研究等経費 (2) 障害者施策連携推進経費 (3) 障害者施策理解促進経費 (4) 障害者施策推進会議経費	障害者に関する施策について、必要な調査研究の実施、障害者白書の作成、本部の運営等に必要経費等 「障害者の生活分野別差別防止事案集」の作成及びその自治体への周知を図るための経費等 障害者基本法に基づく障害者週間事業など障害者施策に関する普及啓発のために必要な経費 障害者の施策を推進する会議の運営に必要な経費	ア	イ
	2 バリアフリー・ユニバーサルデザイン施策の推進	バリアフリー・ユニバーサルデザイン施策推進経費 ・バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進・普及方策に関する調査研究 地域住民誰もが、支援を必要とする方々を自然に支え合うことができるようにする「心のバリアフリー」を推進するため、対応の参考となる「心のバリアフリーガイド」を作成する。ガイドは、関係行政機関だけでなく、企業や業界団体等にも幅広くコンテンツを提供し、「心のバリアフリー」に対する地域住民の認識と理解を深める ・バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰	ウ	エ
	3 高齢者・障害者に対する差別解消のための啓発活動	1 特設人権相談所開設に伴う経費 2 社会福祉施設内の啓発資料作成経費 3 訪問介護員との人権相談活動連携経費	オ	カ
②			②23	②24
生活支援	1 市民活動促進に必要な経費	特定非営利活動促進法の施行体制の整備など、市民活動促進のための環境整備を図る	ア	イ
	2 経済的自立の支援 (1) 恩給支給に必要な経費 (2) 公的年金		ウ	エ
	3 成年後見登録事務処理	成年後見の登録・公証のための登記制度	オ	カ
	4 満期出所者等に対する社会復帰支援	社会復帰後、自立した生活を営むことが困難な知的障害等を有する受刑者及び知的障害を有する少年院出院者の社会復帰に際しての再犯防止対策	キ	ク
	5 良質な障害福祉サービスの確保	介護給付・訓練等給付費	ケ	コ

（下位項目へのご回答ご記入は任意です）



	6 地域生活支援事業の着実な実施	地域生活支援事業費	サ	シ
	7 その他の障害保健福祉関係経	1 手当等の給付 2 障害児施設措置費 3 障害児施設給付費	ス	セ
	8 精神障害者の地域移行・地域生活支援の推進	精神保健対策費補助金	ソ	タ
	9 発達障害者の地域支援体制の確立及び発達障害者への支援手法の開発等	1 発達障害者支援体制整備事業 2 発達障害者支援開発事業	チ	ツ
	10 福祉機器技術の研究開発	高齢者や心身障害者の生活の質（QOL）の向上や介護者の負担軽減を目的として、高齢者、障害者の生活支援、社会参加支援に資する福祉用具の実用化開発を行う民間企業等に対する研究開発費用の補助などを行う	テ	ト
③ 生活環境			③23	③24
	1 障害者に配慮した警察活動の推進	1 警察署等の新築時に際し、障害者の利用に配慮した身体障害者用便所を整備 2 手話ができる職員を育成するための講習会を実施 3 視覚障害者等の道路横断の安全を確保する交通安全施設等を整備 (1) バリアフリー対応型信号機 (2) LED（発光ダイオード）式信号機 (3) 高輝度道路標識 (4) 歩車分離式信号 等 4 実車による実験等を実施し、聴覚障害者の安全運転のための措置について検討する	ア	イ
	2 防災対策の推進 (1) 火災危険性の高い小規模施設に対応した防火対策 (2) ユニバーサルデザインの観点を踏まえた消防用設備の開発・普及	障害者施設を含めた小規模施設の実態を踏まえ、消防用設備等や防火管理による安全確保方策について検討を行う 高齢化の進展、障害者等の社会参加を踏まえ、ユニバーサルデザイン等の観点を取り入れた消防用設備等・機器開発・普及を促進	ウ	エ
	3 高齢者・障害者に配慮した法務局庁舎の施設整備	登記特別会計の法務局庁舎のバリアフリー化の推進	オ	カ
	4 高齢者・障害者に配慮した農林水産業関連施設等の整備	1. 高齢者・障害者に配慮した生活環境の整備を図るため、広幅員の歩道整備、福祉施設の用地整備、生きがい農園の整備、農業施設のバリアフリー化等の整備を総合的に実施 2. 森林環境教育、森林体験活動の場となる実習林、体験施設の整備などを推進する中で、年齢や障害の有無にかかわらず、すべての利用者に配慮した森林・施設の整備と利用を推進 3. 浮体式係船岸、防風防暑施設等による就労環境の改善や広幅員の歩道等生活環境の改善により高齢者・障害者等が安心して快適に暮らせる漁港・漁村の環境整備を実施	キ	ク
	5 中小商業活力向上事業	繋ぎ目や段差がなく通行しやすいカラー舗装の整備等、高齢者・障害者に配慮した商店街整備等に対し補助を行う	ケ	コ
	6 旅客施設等のバリアフリー化の推進 (1) 鉄道駅におけるバリアフリー化 (2) 旅客船ターミナル等におけるバリアフリー化 (3) 空港のバリアフリー化の推進	コミュニティバス、公営交通事業に関するものを含む 鉄道事業者等が行う鉄道駅等におけるバリアフリー化設備整備に対し補助する 旅客船ターミナル等における係留施設、港湾緑地等のバリアフリー化の推進に対し補助する 旅客ターミナルから駐車場等に至る公共空間についての経路のバリアフリー化を推進する	サ	シ
	7 車両等のバリアフリー化の推進	コミュニティバス、公営交通事業に関するものを含む	ス	セ

(下位項目への「回答」記入は任意です)

	<p>(1) LRT システムの整備  (2) 公共交通移動円滑化事業等  ・ノンステップバス等の導入の促進等  ・福祉タクシー普及促進事等  (3) 地域のニーズに応じたバス・タクシーに係るバリアフリー車両の開発  (4) 離島航路の維持・構造改革を活用したバリアフリー化の推進</p>	<p>低床式車両その他 LRT (Light Rail Transit) システムの構築に不可欠な施設の整備に対し補助を行う  移動制約者の移動の円滑化のため、標準仕様ノンステップバスの導入等の整備に対し補助を行う  要介護者・身体障害者等移動制約者の移動手段確保のため、地域の関係者が協力して行う福祉タクシーの導入等の取組みに対して支援を行う  高齢者、障害者等交通弱者の円滑な移動手段としてバス・タクシーの重要性が高まっているため、自動車メーカー、交通事業者等と連携し、高齢者、障害者等に優しく地域のニーズに応じたバス・タクシーのバリアフリー車両の開発を行う  離島航路構造改革支援制度を活用し、船舶の代替建造を図り、旅客船のバリアフリー化を推進する</p>		
	<p>8 ソフト面等におけるバリアフリー化の推進  (1) バリアフリー新法に基づく総合的なバリアフリー化の推進  (2) バリアフリーボランティア事業の推進</p>	<p>バリアフリー新法の普及促進を図るために、新たな制度に基づく基本構想の作成の促進、段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）を図るための体制の確立、「心のバリアフリー」社会の実現のための施策の拡充等を図る  公共交通活性化総合プログラムを活用し、バリアフリーボランティアの取り組みを推進する</p>	リ	タ
	<p>9 障害者にやさしいまちづくりの推進  (1) 幅の広い歩道等の整備等による歩行空間のバリアフリー化  (2) 公園のバリアフリー化の推進  (3) 官庁施設のバリアフリー化の推進  (4) バリアフリー環境整備促進事業  (5) 公共空間のバリアフリー化  (6) モビリティサポートの推進  (7) 市街地整備における福祉施設の立地の促進  (8) 無電柱化の推進</p>	<p>バリアフリー新法に基づき、駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路について、高齢者、障害者をはじめとする誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道の整備や既設歩道の段差解消等を推進する  特に、これらの道路のうち、多数の高齢者、障害者等が徒歩で移動する道路の区間として指定した特定道路について、重点的なバリアフリー化を推進する  地域の公園において、高齢者や障害者を含むすべての人々が、快適に利用できるよう、主要な園路の段差の解消、車いすでも利用可能なトイレの設置などの公園施設のバリアフリー化を支援する  バリアフリー新法に基づいて、新営する自治体のすべての官庁施設を、移動等円滑化誘導基準に照らし、「すべての施設利用者が、できる限り、円滑かつ快適に利用できる」施設として整備するバリアフリー新法に基づいて、自治体の合同庁舎について、窓口までの経路、高齢者、障害者等に対応した便所（オストメイト対応）、駐車スペース等の整備を実施する  障害者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設整備、障害者等の利用に配慮した建築物の建設促進を図るため、バリアフリー環境整備促進事業を行う  エレベーター、エスカレーター、スロープ等の歩行支援施設や、バリアフリー対応の公衆トイレ、音声案内施設等の障害者誘導施設等の整備を含む障害者にやさしいまちづくりの支援を行う  段差の有無、幅員やスロープなどのバリア情報を含んだ歩行空間ネットワークデータの整備を図るとともに、ユビキタス技術等を活用した移動制約者に対するモビリティサポートサービスの普及・展開を図る</p>	チ	ツ

		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住宅と社会福祉施設等を合築・併設する市街地再開発事業等を推進する</li> <li>2. 市街地再開発事業等において高齢者・障害者が安全かつ円滑に日常生活を営むことのできる福祉空間の形成等を通じた都市住民の生活の質向上を促進する</li> <li>3. 土地区画整理事業において、市街地における福祉施設の計画的立地の誘導と面的なバリアフリー化を併せて推進する</li> </ol> <p>安全・安心な歩行空間を確保するため無電柱化を推進する</p>		
10 障害者にやさしい住まいづくりの推進	<p>住宅対策事業費等で、次の対策を講じる</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新設のすべての公共賃貸住宅における高齢者の身体機能の低下に配慮した加齢対応構造の標準化</li> <li>2. 心身障害者世帯向公営住宅の供給</li> <li>3. 高齢者、障害者等の生活特性に配慮した、バリアフリー化された公営住宅等と生活援助員（ライフサポートアドバイザー）による日常生活支援サービスとの提供を併せて行うシルバーハウジングプロジェクトを実施</li> <li>4. 段差の解消、エレベーターの設置等、公営住宅ストック総合改善事業による障害者に応じた適切なりフォームの実施</li> <li>5. 公的賃貸住宅等への障害者福祉施設の整備及び障害者の居住の安定確保を図る先導的な取組を支援</li> <li>6. 高齢者居住支援センターにおいて、高齢者世帯や障害者世帯等を対象者として、家賃債務保証を実施</li> <li>7. 優良建築物等整備事業により、老朽マンション等建築ストックのバリアフリー化等の改修を実施</li> </ol>	テ	ト	
11 障害者等に配慮した海岸・河川等の整備の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 障害者の利用に配慮した海岸づくりを行う</li> <li>2. 河川事業費等の枠内で、障害者等が「癒しの場」である川や川の周りに広がる水と緑の自然空間に安心して訪れることができるよう、水辺にアプローチしやすい堤防護岸の緩傾斜化等を実施する</li> <li>3. 河川事業費、砂防事業費及び急傾斜地崩壊対策等事業費の枠内で身体障害者更生援護施設等の災害時要援護者に関連した施設を保全対象に含む危険箇所に係る対策を強力に行うため、次の措置を講じる <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 砂防・地すべり・急傾斜地崩壊対策事業の推進</li> <li>(2) 激甚災害対策特別緊急事業（河川・砂防・地すべり対策）の推進</li> </ol> </li> <li>4. 障害者等にとって特に大きな経済的、身体的負担となる浸水被害を解消するため、床上浸水対策特別緊急事業を実施する</li> <li>5. 障害者等の災害時要援護者にも迅速かつ適切な情報提供を行い、避難活動を支援するため、情報基盤の整備を推進する</li> </ol>	ナ	ニ	
12 人にやさしい自然公園等施設整備の推進	<p>公立公園等の整備に当たって、主要な利用施設であるビジターセンター、園路、公衆トイレ等のバリアフリー化を着実に実施するなど、様々な利用者を想定した、人にやさしい施設の整備を推進する</p>	ヌ	ネ	

④		④23	④24	
④ 教育・育成	1 特別支援教育の充実等	1 特別支援教育総合推進事業 2 民間組織・支援技術を活用した特別支援教育研究事業 3 特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 4 特別支援学校における医療的ケア体制整備事業 5 教科用特定図書等普及推進事業 6 その他 7 発達障害早期総合支援モデル事業	ア	イ
	2 特別支援教育就学奨励費負担等	特別支援教育就学奨励費	ウ	エ
	3 特別支援教育設備整備費等補助	私立特別支援学校等の設備整備費補助	オ	カ
	4 義務教育費国庫負担金	教職員の給与費の負担（公立特別支援学校の小・中学部分）	キ	ク
	5 公立学校施設整備	公立学校の施設整備（新增改築、改造）に対する負担等	ケ	コ
	6 私立高等学校等経常費助成費等補助	私立特別支援学校等の運営費補助	サ	シ
⑤		⑤23	⑤24	
⑤ 雇用・就業	1 公務部門における雇用・就労の促進及び支援 （1）障害者の雇用の促進に係る啓発事業 （2）「チャレンジ雇用」の推進・拡大及び検証 （3）「チャレンジ雇用」の実施	公務部門における障害者雇用推進チーム等の場を通じて、障害者の雇用促進の重要性、人事管理上の留意点について周知を図る 「チャレンジ雇用」を推進・拡大することにより障害者の雇用機会を創出するとともに、実際の雇用例の検証を通じて自治体の機関における障害者の雇用促進のための方策を検討する障害者を非常勤職員として雇用し、その経験を踏まえて一般企業等への就職を実現する「チャレンジ雇用」の実施に取り組む ※チャレンジ雇用に係る経費として予算化されたものの合計額。これ以外にも、通常の非常勤職員の人件費等で対応している場合はその額を付記する	ア	イ
	2 司法試験における目の見えない人の受験に必要な措置	点字問題及び点字法文の作成等	ウ	エ
	3 工賃倍増5か年計画支援事業の推進	福祉施設で働く障害者の一般就労への移行を促進するとともに、障害者の工賃を平成19年から平成23年度までに倍増させることを目標とする「工賃倍増5か年計画」を推進する	オ	カ
	4 障害者に対する就労支援の推進 （1）雇用、福祉、教育等の連携による地域の就労支援力の強化  （2）障害の特性に応じた支援策の充実・強化	1. ハローワークを中心とした地域の関係機関との連携による「チーム支援」の推進 2. 雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施（障害者就業・生活支援センター） 3. 障害者試行雇用奨励金 4. 地域における就労支援に係る助言、援助等の実施（高障機構交付金） 1 精神障害者ステップアップ雇用奨励金 2 精神障害者の常用雇用への移行に向けた支援の充実・強化 3 精神障害者の雇用促進のためのモデル事業の実施 4 精神障害者雇用安定奨励金（仮称）の創設 5 医療機関等との連携による精神障害者の就	キ	ク

（下位項目への「回答」記入は任意です）